

清瀬市都市計画マスタープラン改定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

清瀬市都市計画マスタープラン改定支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、平成 13 年 3 月に策定された清瀬市都市計画マスタープラン（以下「マスタープランという。」）の改定業務の支援を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「清瀬市都市計画マスタープラン改定支援業務委託仕様書（資料 3）」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 20 日まで

(5) 業務実施体制

ア 配置人数

主任技術者及び担当者を置くこと。なお、担当者は複数人配置することができるが、後述する別紙「業務実施体制」には、契約期間中を通して本件業務に従事できるものを記載すること。

イ 主任技術者

主任技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（都市及び地方計画）の資格を有する技術士とすること。

主任技術者は、マスタープラン策定又は改定等に向け、必要な調査及び検討の経験を有する者とすること。

ウ その他

本業務に従事する者は、企画提案書提出者の組織に属する者であること。

(6) 予算規模

本業務の予算規模は 5,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

(7) 支払い条件

業務完了後一括払いとする。(平成30年度内一括払い)

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 清瀬市契約における暴力団排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 建設コンサルタントの登録(都市計画及び地方計画部門)を受けていること。
- (5) 東京都多摩地域において、都市計画マスタープランに係る策定又は改定の業務について、過去10年以内に本市と同等ないし、それ以上の人口規模の自治体での業務実績を有すること。
- (6) マスタープラン改定の事務処理に関する記録(電子データや紙媒体)を適正に管理することができること。
- (7) 委託する事務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模および安定的な経営基盤を有すること。

3 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、別紙「清瀬市都市計画マスタープラン改定支援業務委託仕様書(資料3)」に定める仕様に沿った企画提案書等の必要書類を、「企画提案書等作成要領(資料2)」に基づき以下のとおり作成し、提出すること。

(1) 参加表明書

ア 提出書類

提出書類	添付書類	提出部数
参加表明書	<ul style="list-style-type: none">・入札参加資格審査受付証の写し・建設コンサルタントの登録(都市計画及び地方計画部門)を証する書類・東京都多摩地域における都市計画マスタープランに係る策定又は改定業務受注時の契約書の写し	1部

イ 提出方法

(ア) 提出期間

平成30年4月9日（月）午前8時30分から

平成30年4月23日（月）午後5時まで

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出先

本実施要領「12 担当課」に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。持参による場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(エ) 参加承認、提案依頼書

審査結果については、平成30年4月26日（木）までに本市より書面で通知予定。

(2) 企画提案書

ア 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	企画提案書表紙	1部
	業務実施体制	10部
	【様式自由】業務提案書 添付資料：業務工程、スケジュール表	10部
	【様式自由】見積書	1部
	【参考資料】参加事業者の自社パンフレット	1部

※提出用紙はA4版とする。

イ 提出方法

(ア) 提出期間

平成30年4月26日(木) 午前8時30分から

平成30年5月25日(金) 午後5時まで

※持参による場合の受付時間は、休日を除く、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時までとする。

(イ) 提出先

本実施要領「12 担当課」に掲げる担当課

(ウ) 提出方法

持参又は郵送、いずれの方法でも提出期間内必着とする。なお、郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。持参による場合は、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問及び回答の方法

ア 提出方法

別紙「質疑照会書」に質問内容を記入の上、電子メールで送付すること。なお、質疑照会書の提出回数は1回のみとする。また、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

なお、電子メールの件名には、【清瀬市都市計画マスタープランの改定に係る質問】と付すこと。

イ 提出先

本実施要領「12 担当課」に掲げる担当課

ウ 受付期間

平成30年4月26日(木) 午前8時30分から

平成30年5月7日(月) 午後5時まで

エ 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、平成30年5月11日(金)に参加を承認した全社(担当者)宛てに電子メールにて送付する。

5 審査概要

清瀬市都市計画マスタープラン改定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められている業者を選定する。

（１）審査方法

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

（２）評価項目

評価項目は下表に掲げるとおりとする。

	評価項目	評価ポイント	配点
・ 実施体制 ① 技術力	業務実績	同種・類似業務における業務実績	15
	専任性	手持ち業務と当該業務の重なるの程度について	5
	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	10
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	10
② 業務提案内容	地域の理解度	清瀬市長期総合計画等の市の計画との整合性が取れているか	10
		近隣市の計画や状況を把握しているか	
	業務提案内容	人口減少や社会情勢の変化を踏まえた土地利用の考え方が示されているか	20
		地域特性を活かす地域別構想が示されているか	
		各種会議の支援内容や作業工程は妥当か	
市民参加提案	全体のスケジュールは妥当か	10	
③ プレゼンテーション	説明力	企画提案の資料説明、質疑応答における説明力は十分か	5
	積極性	担当者の本業務に対する取り組み姿勢は積極的か	15

(3) 結果通知

審査結果については、平成30年6月12日（火）までに本市より書面で通知予定。

(4) 情報公開基準

清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号）第7条に規定する公文書の開示義務に基づき、本プロポーザルの実施過程等に係る行政情報は、受託候補者を決定した後は原則公開とする。ただし、対象文書及び、情報公開基準については、以下に定めるとおりとする。

対象文書名		情報公開基準	
		受託候補者	非候補者
実施要領、仕様書等		公開	
提出書類	参加事業者名	公開	
	【様式2】企画提案書表紙	公開	非公開
	【様式3】業務実施体制	公開（※1）	非公開
	【様式自由】業務提案書	公開	非公開
	【様式自由】見積書	公開	非公開
参加事業者の自社パンフレット		公開	非公開
審査委員会	委員名簿	公開	
	議事要旨	公開（※2）	
	採点表	公開（※2）	
審査結果通知書		公開	非公開

(※1) 個人情報に関する事項は非公開とする。

(※2) 事業者名及び委員名を伏せて公開する。

(5) その他

審査経緯及びその他の内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

6 プレゼンテーション

(1) 実施日

平成30年6月6日（水） ※時間については別途通知する。

(2) 場所

中清戸地域市民センター 第2会議室

(3) 提案時間

プレゼンテーション	20分
質疑応答	30分

(4) その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

7 日程 (予定)

指名委員会	平成30年4月4日
プロポ審査委員会	
(審査委員会設置等説明)	平成30年4月6日
募集開始	平成30年4月9日
参加表明書提出期限	平成30年4月23日
企画提案書・質問受付開始	平成30年4月26日
質問受付締切	平成30年5月7日
質問回答	平成30年5月11日
企画提案書等受付締切	平成30年5月25日
プロポ審査委員会	
(提案内容確認、質疑打合せ)	平成30年6月1日
プロポ審査委員会	
(プレゼンテーション)	平成30年6月6日
プロポ審査委員会	
(受託候補者決定)	平成30年6月6日
結果通知	平成30年6月12日
契約締結	平成30年6月28日

8 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 本業務委託料見積金額が本実施要領「1 (6) 予算規模」に掲げる額を超過する場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合

9 受託候補者の取消し等

委員会は、受託候補者の選定後に失格条項が発覚した場合、もしくは受託候補者が辞退を申し出た場合は、受託候補者としての決定を取り消すものとする。なお、この場合は、新たなプロポーザル審査は実施せず、プロポーザル審査の結果第2順位となった参加事業者を繰り上げて、受託候補者として選定する。

10 業務委託契約に関する事項

- (1) 市は、委員会が選定した受託候補者を本業務委託契約に係る随意契約相手先として特定し、業務の詳細内容の協議を実施するものとする。
- (2) 本業務の委託契約内容は、業務委託仕様書の他、清瀬市契約事務規則（昭和61年4月1日規則第4号）及び清瀬市業務委託契約約款によるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、企画提案書等に記載された担当者は、特別な理由がある場合を除き変更することはできない。

11 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションには、特別な理由がある場合を除き企画提案書等に記載された担当者（実際に本業務を担当する者）が出席すること。

12 担当課

〒204-8511

清瀬市中里五丁目842番地

清瀬市都市整備部まちづくり課まちづくり係（本庁舎3階）

電話：042-497-2093（直通）

E-mail：machi@city.kiyose.lg.jp

13 添付書類

- (1) 提出書類の様式（資料1）
- (2) 企画提案書等の作成要領（資料2）
- (3) 業務委託仕様書（資料3）